

**令和 8（2026）年度における入札・契約制度の変更点（工事関係）について**

令和 8 年 4 月公告案件より、下記の通り、神戸市における入札・契約制度を変更しますので、お知らせいたします。

個別案件に対する適用の有無等の詳細については、必ず各案件個別の入札説明書・入札説明書共通事項等をご確認ください。

**1. 主な変更点**

(1) 労務費ダンピング調査の実施について

- ・令和 8 年 4 月以降の公告案件より、低入札価格調査の対象となった案件において、一定水準（本市設計金額の直接工事費×0.97）を下回る場合は、国土交通省のガイドラインに基づき労務費ダンピング調査を実施いたします。（詳細は、別途通知参照）

(2) 工事請負契約約款の改正について

- ・国土交通省の公共工事標準請負契約約款の改正に伴い、工事内訳明細書に材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金を明示する旨を追加しました。（第 3 条第 2 項）

これに伴い、工事内訳明細書の様式に、上記 5 項目を記載する欄を作成しましたので、必ずご記載ください。

(3) 低入札価格調査について

- ・下請負人に関して、原則調査資料通りの施工体制で施工する必要がありますが、やむを得ない事由があり、かつ、変更後においても品質、安全、工程等適正な施工に支障がないと認める場合は、事前に届け出の上、市の承認を受けた上で変更することができる旨の記載を追加しました。

(4) 神戸市共同企業体取扱要綱の改正について

- ・特定 J V の対象となる金額を以下の通り引き上げました。

土木：概ね 7 億円以上→概ね 10 億円以上

建築：概ね 15 億円以上→概ね 20 億円以上

設備・その他（ただしプラント設備工事を除く）：概ね 5 億円以上→概ね 7 億円以上

(5) 神戸住環境整備公社との現場代理人の兼務に関する試行実施の延長について

- ・兼務について令和 7 年度より試行実施しておりましたが、令和 8 年度も継続いたします。（詳細は、別途通知参照）

(6) 低入札価格調査における失格基準価格の算出方法の改正について

- ・ダンピング対策強化のため、直接工事費の額に対する算出を以下の通り引き上げました。  
直接工事費の額に 10 分の 9.4 を乗じて得た額  
→直接工事費の額に 10 分の 9.6 を乗じて得た額
- ※その他の 3 項目については、変更しておりません。

(7) 入札説明書共通事項（工事・建設コンサルタント等業務）

- ・ I C カードの有効期限切れに伴う紙入札は認めない旨を追加しました。（・入札の日時及び場所等(3)）。 I C カードにつきましては、有効期限内に間に合うよう余裕をもって更新してください。

(8) 「開削工事及び小口径推進工事」の水道工事に関する例外的取扱いの取止めについて

- ・不調対策を目的として、以前より格付登録業種の発注を一部例外的に取扱いしておりましたが、全面的に取止めいたします。

(9) 予定価格の事前公表の見直し

- ・予定価格 5 千万円以上の案件は、原則事後公表といたします。ただし、不調対策が必要な場合等は除くものとします。

## 2. その他、改正する要領等

- ・神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領
- ・神戸市工事請負入札参加資格者格付要領（詳細は、別途通知参照）
- ・神戸市建設コンサルタント等業務における技術・社会貢献評価制度要領
- ・建設コンサルタント等業務における技術・社会貢献評価制度について
- ・地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて

詳細は、各約款・要綱・要領等をご確認ください。

## 3. 改正日

令和 8 年 4 月 1 日

※改正後の約款・要綱・要領等につきましては、令和 8 年 4 月 1 日以降に公告を行う案件から適用いたします。令和 8 年 3 月 31 日までに公告した案件につきましては、従前の約款・要綱・要領等を適用いたします。